

ATOUT France（フランス観光振興機構）の概要

石井昭夫

はじめに

フランスの観光政策・行政の在り方は、日本にとって参考ないし対比するのに最適のモデルであるように思われる。理由は、フランスは中央政府が対外観光宣伝はもちろん、国内の観光開発から業界の指導監督まで一元的に観光分野の政策展開をしていて、日本の行き方と似ているからである。英、独、スイス、イタリア、米などの連邦型国家では、地方政府の権限が強く、対外観光宣伝事業以外の観光分野の行政は地方政府にまかされている。

また、フランスは経済先進国として国民の観光需要が旺盛である一方、大西洋岸と地中海に長いビーチを有し、ピレネーとアルプスの山岳観光地も豊かで、夏冬のリゾート適地に恵まれている。言ってみれば、フランスはバカンスの自給自足度の高い国であり、この点でも日本に似ている。それゆえ、フランスは観光の大衆化が始まる第二次世界大戦直後から、経済開発 5 年計画の中に必ず観光を取り入れるなど、中央政府が観光開発にも大きく関わってきた。ちなみに、夏季のビーチリゾートとして有名なラングドック・ルシオン開発計画とアルプスのウィンタースポーツ開発計画は、ともに第 5 次 5 年計画（1966～1970）で取り上げられたものであった。

1. 新組織の誕生

2009年7月、フランスの新しい観光振興組織としてフランス観光振興機構 ATOUT France (Agence de Développement Touristique de la France) が設立された。この組織は、対外観光宣伝の専門機関であったメゾン・ド・ラ・フランスと、観光の開発・調査・統計のための公的組織 ODIT (Observation, Développement et Ingénierie Touristique) を統合したもので、フランスの観光分野の唯一の政策実施機関となった。統合の目的は、観光分野の諸課題に取り組むための国の政策をよりよく調整し、より効果的に実行せしめるためである。ATOUT France は、行政の行なうべき事業を民間のノウハウと資金を導入して行なうための組織で、政府の補助金と現物出資のほか、会員制による年間の会費収入と事業ごとに参加する負担金によって運営されている。

フランス観光産業の競争力強化を目的とするこの組織変更により、ATOUT France は統合された 2 機関の使命を受け継いだだけでなく、それまで行政機関である観光産業局が行

ってきた宿泊施設の格付け業務や旅行業の登録と監督に関する業務をも実施することとなった。これにより、従来の政府観光局（NTO）の枠を大きく超えて、国内観光の開発・振興を含む総合的な公的観光推進組織（独立行政法人）となり、観光立国への更なる発展に取り組もうとしている。官民の協力関係の強化、観光以外の行政部局や各種産業との連携の強化と、観光統計・調査の質的向上によるデータ重視の誘致活動を明確に志向したところに特徴がある。

なお、ATOOUT France の新設により、経済・産業・雇用省の観光産業局は廃止されて同省の経済産業局内の4部のうちの1つ「観光・貿易・工芸部」に名を残し、同部の3課の中の一つ「観光課」Service du Tourisme がATOOUT France の政府への窓口となった。

1. 事業目的

フランスの観光は、年間約100万人の直接雇用とほぼ同数の間接雇用を創造し、およそ21万企業によって合計700億ユーロを生産するフランス第一の産業である。観光産業を最重要産業の一つとしてさらに強化し、観光分野で政府の行なうべき事業をより柔軟に実施するために、担当する組織のあるべき姿を長年検討してきた結果出された答えがATOOUT France である。日本でいえば独立行政法人に相当するが、実態ははるかに強力な権限と任務を与えられた特別の組織である。

観光法典（L141-2）の規定によれば、ATOOUT France 設置の目的は、①フランスの対外観光宣伝、②観光に係わる統計・調査・情報収集の実施、③観光産業の質の向上と競争力の強化、であり、その目的の達成のために行なう事業も明記されている。

2. 組織の概要

ATOOUT France は観光担当大臣の監督下に置かれ、会の運営のために、会員総会、運営審議会 Conseil d'Administration、事務総局 Direction Générale が置かれている。運営審議会が会の運営の責任をもち、次のような構成になっている。1) 国の代表6名（観光担当大臣代理、文化担当大臣代理、海外領土担当大臣代理、農業担当大臣代理、環境・エネルギー・持続可能な開発・国土計画担当大臣代理、スポーツ担当大臣代理）、2) 観光担当大臣が指名する有識者12名（自然人または法人幹部）、3) 関係団体代表8名（地域観光委員会全国連盟会長、県観光委員会全国連盟会長、観光協会全国連盟会長、野外観光協会全国連合会長、全国旅行業協会会長、全国ホテル協会会長、全国観光市町村協会会長、フランス山岳会会長）、4) 総会を構成する4種の会員の代表計4名、の合計30名である。

総会はすべての会員によって構成され、国は観光担当大臣によって代表される。国以外の会員は1票の議決権を有し、国は国以外の会員数プラス1票の議決権を有して最終責任を全うする形になっている。なお、総会に付議すべき事項は、1) 規約および内規の改正、2) 事業監事および会計監査の任命、4) 事業報告および会計報告の承認、5) 会の経営方針、5) 会員の入会および除名、6) 会の解散に関する事項、などとなっている。

3. 会員制度と会費

会員には、組織会員と **Membre Institutioneles** と企業会員 **Membre Acteurs Privés** がある。組織会員は、地方公共団体、国の公的機関、業界団体、専門組織等であって、営利を目的としない組織であり、企業会員は、宿泊、飲食、交通、旅行業、およびこれら以外の観光客に提供する財・サービスの生産者である。

それぞれに正会員と賛助会員の別がある。正会員と賛助会員の違いは **ATOUT France** の提供するサービスを利用する権利の違いであり、それによって会費が異なっている。組織会員の会費は会員の組織規模によって決められ、正会員の会費は7段階、賛助会員の会費は6段階に分かれている。企業会員の会費は売り上げ規模によって決められ、正会員の会費は8段階、賛助会員の会費は5段階に分かれている。

4. 事務総局 **La Direction Générale**

事務総長は運営審議会の推薦により観光担当大臣が任命する。事務総局の部局構成は、会員連絡部、マーケティング部、企画・調査・技術革新部、開発研究部、観光産業教育部、観光産業監督部、財務部の6部があり、ほかに海外事務所管理部があって、ヨーロッパ・アフリカ課、アジア・中近東・オセアニア課、米州課に分かれている。事務所数は欧州・アフリカが18カ国20事務所、米州が5カ国7事務所、アジア・中近東・オセアニアが10カ国10事務所、合計33カ国37事務所の構成である。

5. 事業活動

①2020年までにスペインを抜いて国際観光収入欧州第1位を回復し、②観光振興を通じて経済成長と雇用拡大に資する、という2つの基本目標を達成するために、初年度の2009年度において「2010/2020の観光基本戦略」と「マーケティング5ヵ年計画(2010~2015)」を作成し、これに従って事業を実施している。詳細な事業計画が事前に発表され、会員はそれぞれの関心に応じて参加することが出来る。

6. 予算の概要

2010年度予算収入は81,412千ユーロ、うち国庫補助金が現物出資を含めて39,951千ユーロ、自己資金は会費収入と事業収入を合わせて41,411千ユーロ、差額は雑収入である。

7. その他（むすび）

EUはシェンゲン協定の発効（1995年）によって相互間の国境管理が廃止され、ユーロの導入（2002年）によってEU内の国際観光は国内観光と同様になり、入出国管理や為替管理をベースとする観光統計は不可能になった。観光に係わる統計と調査は人の移動を計量しその旅行中の支出を推計するという難しさがあって、他産業に比べ比較可能かつ信頼できるデータが不足しており、政府や企業が有効な戦略を立てることの妨げとなってきた。

観光産業を国の最大産業として重視するフランスは、早くから観光立国政策を強力に推進すべく、国際観光と国内観光をともに促進し、詳細なデータに基づく観光振興策を模索してきた。そうした流れの上に、数年前に国際観光収入欧州1位の座をスペインに奪われたことも刺激となって、新しい観光振興組織を創設したものである。

フランスは中央政府内に観光の名を冠する行政部局を最初に設立した国であり（1910年）、1987年にメゾン・ド・ラ・フランス（NTO）を設立するまで、行政機関である観光庁が観光宣伝を実施する先進国では珍しい行き方をしてきた。その後も観光の所管省が頻繁に変わり、より効果的な観光行政を模索してきた様子が窺える。今回の改正は、調査統計の強化によるデータ重視の事業活動の推進と、観光に直接係わる行政や企業の枠を超えて、フランスという国家ブランドを前面に国の総体的な魅力度を向上させ、かつアピールすることで、輸出産業全体にも好影響をもたらそうとしている。

観光行政と観光宣伝機関のあるべき姿に一石を投じた形であり、今回のフランス観光行政の革新とその成否は、他国にとっても注目に値するものと思われる。